

## ○令和5年第2回（3月）定例会提出予定案件の概要

### 議案第 3号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）

#### 1 提案の理由

令和5年3月31日をもって指定期間の満了を迎える篠島渡船ターミナルの管理については、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第1項の規定により指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるからである。

#### 2 指定の内容

##### (1) 管理を行わせる公の施設

篠島渡船ターミナル

##### (2) 指定管理者となる団体

南知多町大字篠島字浦磯28番地

南知多町観光協会篠島支部 支部長 荒木信昌

##### (3) 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

### 議案第 4号 財産の処分について（旧師崎保育所）

#### 1 提案の理由

南知多町大字片名字新師崎9番1始め2筆の土地と建物を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び南知多町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

#### 2 処分する財産 旧師崎保育所の土地及び建物

##### (1) 土地

所在	地番	地目	地積 (㎡)
南知多町大字片名字新師崎	9番1	雑種地	1,000
南知多町大字片名字新師崎	9番2	雑種地	1,000

##### (2) 建物

用途	構造	床面積 (㎡)
園舎	鉄筋コンクリート造 2階建	772.28

##### (3) 処分の理由 南知多町公有財産利活用基本方針に基づく財産の売却

##### (4) 売却金額 金40,728,000円

ア 土地 32,720,000円

イ 建物 8,008,000円

(うち、建物の取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 728,000円)

##### (5) 売却の相手方 知多郡南知多町大字片名字新師崎8番地の3

東海愛知経営支援協同組合

##### (6) 契約の方法 随意契約

## 議案第 5号 町道路線の認定及び廃止について

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、次のとおり町道路線の認定及び廃止をしたいので、同法第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

### 認定路線（道路法第8条第1項）

整理番号	路線名	起 点		延長
		終 点		
1	町道 1262 号線	南知多町大字内海字中之郷 63 番 1 地先から		17.0 m
		南知多町大字内海字中之郷 66 番地先まで		

### 廃止路線（道路法第10条第1項）

整理番号	路線名	起 点		延長
		終 点		
1	町道 1262 号線	南知多町大字内海字中之郷 63 番地先から		22.0 m
		南知多町大字内海字中之郷 65 番地先まで		
2	町道 1283 号線	南知多町大字内海字先苧 45 番地先から		21.1 m
		南知多町大字内海字先苧 42 番地先まで		
3	町道 3195 号線	南知多町大字豊浜字鳥居 58 番 3 地先から		85.0 m
		南知多町大字豊浜字鳥居 63 番地先まで		

## 議案第 6号 辺地総合整備計画の変更について

### 1 提案の理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、辺地総合整備計画を変更することについて、議会の議決が必要であるからである。

### 2 計画の変更内容

辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策事業債の予定額を増額する。

(単位：千円)

辺地名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
		特定財源	一般財源	
篠 島	727,502 (580,019)	29,799 (28,990)	697,703 (551,029)	620,000 (475,700)
日間賀島	1,050,457 (946,197)	191,161 (178,531)	859,296 (767,666)	738,300 (653,000)
合 計	1,777,959 (1,526,216)	220,960 (207,521)	1,556,999 (1,318,695)	1,358,300 (1,128,700)

( )は変更前

- 3 計画期間  
令和元年度から令和6年度

## 議案第 7号 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

### 1 制定の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行され、これまで条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度が、個人情報の保護に関する法律により一元的に規律されることとなることに伴い、法により委任された事項等を規定するため、条例を制定する必要があるからである。

### 2 制定の主な内容

- (1) 開示決定等の期限について現行制度を継続するため、法に規定される日数を短縮する規定 (第3条及び第4条関係)
- (2) 開示請求に係る手数料等に関する規定 (第5条関係)
- (3) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について、南知多町情報公開・個人情報保護審査会への諮問を可能とする規定 (第6条関係)

### 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和5年4月1日
- (2) 南知多町個人情報保護条例の廃止  
南知多町個人情報保護条例は、廃止する。
- (3) 南知多町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置
  - ア 従事者の義務に関する経過措置 (附則第3条第1項関係)
  - イ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する経過措置 (附則第3条第2項関係)
  - ウ 個人の秘密に属する個人情報ファイルの提供に関する罰則 (附則第3条第3項関係)
  - エ 保有個人情報の提供又は盗用に関する罰則 (附則第3条第4項関係)
  - オ ウ及びエの罰則の適用に関する規定 (附則第3条第5項関係)
  - カ 旧条例廃止前の違反行為に対する罰則に関する経過措置 (附則第3条第6項関係)
- (4) 関係条例の一部改正  
地方公共団体の個人情報保護制度が法により一元的に規律されることとなることに伴う関係条例の改正
  - ア 南知多町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成17年南知多町条例第17号)の一部改正 (附則第4条関係)
  - イ 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成25年南知多町条例第9号)の一部改正 (附則第5条関係)

## 議案第 8号 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

### 1 制定の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行され、これまで条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度が、個人情報の保護に関する法律により一元的に規律されることとなることに伴い、法の規定に基づく諮問機関として南知多町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定する必要があるからである。

### 2 制定の主な内容

- (1) 審査会の設置に関する規定 (第3条関係)
- (2) 審査会の所掌事項に関する規定 (第4条関係)
- (3) 審査会の組織及び委員に関する規定 (第5条及び第6条関係)
- (4) 審査会の調査審議手続に関する規定 (第8条から第13条関係)
- (5) 個人情報の適正な取扱いの確保に係る調査審議に関する規定 (第14条関係)

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、委員の委嘱に関する準備行為の規定は、公布の日から施行する。

#### (2) 委員の委嘱に関する準備行為

町長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第6条第1項の規定の例により、審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱された委員は、施行日において同項の規定により委嘱されたものとみなす。

#### (3) 関係条例の一部改正

現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を廃止し、新たに審査会を設置することに伴う関係条例の改正

ア 南知多町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正 (附則第3条関係)

イ 南知多町情報公開条例の一部改正 (附則第4条関係)

#### (4) 経過措置の主な内容

ア 旧情報公開審査会にされた諮問に係る経過措置 (附則第5条関係)

イ 旧個人情報保護審査会にされた諮問に係る経過措置 (附則第6条関係)

## 議案第 9号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の理由

出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされた。

これに基づき、令和5年4月1日より出産育児一時金の支給基準額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

## 2 改正の内容

出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げる。  
(第5条関係)

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

令和5年4月1日

### (2) 経過措置

施行日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

## 議案第10号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の理由

愛知県へ納付する国民健康保険事業費納付金の主たる財源である国民健康保険税の税率等を県から提示された標準保険税率等を基本に改定するため、及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、法定限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても課税限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

## 2 改正の内容

### (1) 基礎課税額の改正 (第2条、第3条、第5条、第5条の2及び第23条関係)

項 目	現 行	改正案	現行との比較
所得割額の税率	7.53%	8.00%	0.47%引き上げ
被保険者均等割額	30,800円	37,500円	6,700円引き上げ
世帯別平等割額 (特定世帯)	21,500円 (10,750円)	24,200円 (12,100円)	2,700円引き上げ (1,350円引き上げ)
(特定継続世帯)	(16,125円)	(18,150円)	(2,025円引き上げ)
賦課限度額	630,000円	650,000円	20,000円引き上げ
被保険者均等割 7割軽減額	21,560円	26,250円	4,690円引き上げ
被保険者均等割 5割軽減額	15,400円	18,750円	3,350円引き上げ
被保険者均等割 2割軽減額	6,160円	7,500円	1,340円引き上げ
世帯別平等割 7割軽減額 (特定世帯)	15,050円 (7,525円)	16,940円 (8,470円)	1,890円引き上げ (945円引き上げ)
(特定継続世帯)	(11,288円)	(12,705円)	(1,417円引き上げ)
世帯別平等割 5割軽減額 (特定世帯)	10,750円 (5,375円)	12,100円 (6,050円)	1,350円引き上げ (675円引き上げ)
(特定継続世帯)	(8,063円)	(9,075円)	(1,012円引き上げ)
世帯別平等割 2割軽減額 (特定世帯)	4,300円 (2,150円)	4,840円 (2,420円)	540円引き上げ (270円引き上げ)
(特定継続世帯)	(3,225円)	(3,630円)	(405円引き上げ)
未就学児均等割 7割軽減額	4,620円	5,625円	1,005円引き上げ
未就学児均等割 5割軽減額	7,700円	9,375円	1,675円引き上げ
未就学児均等割 2割軽減額	12,320円	15,000円	2,680円引き上げ
未就学児均等割軽減額	15,400円	18,750円	3,350円引き上げ

## (2) 後期高齢者支援金等課税額の改正

(第2条、第6条、第7条、第7条の2及び第23条関係)

項 目	現 行	改正案	現行との比較
所得割額の税率	2.45%	2.87%	0.42%引き上げ
被保険者均等割額	9,900円	12,000円	2,100円引き上げ
世帯別平等割額 (特定世帯)	6,900円 (3,450円)	7,700円 (3,850円)	800円引き上げ (400円引き上げ)
(特定継続世帯)	(5,175円)	(5,775円)	(600円引き上げ)
賦課限度額	190,000円	200,000円	10,000円引き上げ
被保険者均等割 7割軽減額	6,930円	8,400円	1,470円引き上げ
被保険者均等割 5割軽減額	4,950円	6,000円	1,050円引き上げ
被保険者均等割 2割軽減額	1,980円	2,400円	420円引き上げ
世帯別平等割 7割軽減額 (特定世帯)	4,830円 (2,415円)	5,390円 (2,695円)	560円引き上げ (280円引き上げ)
(特定継続世帯)	(3,623円)	(4,043円)	(420円引き上げ)
世帯別平等割 5割軽減額 (特定世帯)	3,450円 (1,725円)	3,850円 (1,925円)	400円引き上げ (200円引き上げ)
(特定継続世帯)	(2,588円)	(2,888円)	(300円引き上げ)
世帯別平等割 2割軽減額 (特定世帯)	1,380円 (690円)	1,540円 (770円)	160円引き上げ (80円引き上げ)
(特定継続世帯)	(1,035円)	(1,155円)	(120円引き上げ)
未就学児均等割 7割軽減額	1,485円	1,800円	315円引き上げ
未就学児均等割 5割軽減額	2,475円	3,000円	525円引き上げ
未就学児均等割 2割軽減額	3,960円	4,800円	840円引き上げ
未就学児均等割軽減額	4,950円	6,000円	1,050円引き上げ

## (3) 介護納付金課税額の改正

(第8条、第9条、第9条の2及び第23条関係)

項 目	現 行	改正案	現行との比較
所得割額の税率	2.12%	2.48%	0.36%引き上げ
被保険者均等割額	10,900円	12,900円	2,000円引き上げ
世帯別平等割額	5,600円	6,300円	700円引き上げ
被保険者均等割 7割軽減額	7,630円	9,030円	1,400円引き上げ
被保険者均等割 5割軽減額	5,450円	6,450円	1,000円引き上げ
被保険者均等割 2割軽減額	2,180円	2,580円	400円引き上げ
世帯別平等割 7割軽減額	3,920円	4,410円	490円引き上げ
世帯別平等割 5割軽減額	2,800円	3,150円	350円引き上げ
世帯別平等割 2割軽減額	1,120円	1,260円	140円引き上げ

## 3 施行期日等

## (1) 施行期日

令和5年4月1日

## (2) 経過措置

改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 1 1 号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律の規定に基づく諮問機関として南知多町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため及び消防団員のうち団員の階級にある者の年額報酬の額について「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）により示された基準に基づき引上げを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の内容

- (1) 南知多町情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う改正（別表第1関係）
- (2) 消防団員のうち団員の階級にある者の年額報酬の額の引上げ  
(別表第1関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 議案第 1 2 号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の理由

南知多町消防団員の定数を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の内容

団員の定数を「366人」から「346人」に改める。 (第4条関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 議案第 1 3 号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の理由

会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に合わせ報酬額を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の主な内容

常勤職員の給料表の改定に合わせ、別表第1の報酬表を改正する。  
(別表第1関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日

議案第14号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第10号）

補正額 207,202千円 補正後 8,329,819千円

◎繰越明許費	378,799千円
建設課	
・農林水産業費 漁港施設整備事業	4,440千円
・土木費 道路橋りょう維持補修事業	2,904千円
・災害復旧費 道路橋りょう施設災害復旧事業	30,052千円
産業振興課	
・農林水産業費 経営体育成支援事業	30,000千円
・農林水産業費 水産業強化対策整備事業	288,116千円
・商工費 師崎港観光センター周辺整備事業アドバイザー事業	18,865千円
住民福祉課	
・総務費 戸籍情報システム改修業務委託事業	4,422千円
1 企画財政課	
○歳入	
①地方交付税 普通交付税の増	184,052千円
②財産収入	40,728千円
・土地売払収入の増	32,720千円
・建物売払収入の増	8,008千円
③繰入金	
・財政調整基金繰入金の減（歳入の財源調整）	△51,665千円
④繰越金 繰越金の増	138,643千円
⑤町債	△109,440千円
・農業用施設整備事業債の増	9,100千円
・道路橋りょう整備事業債の増	400千円
・急傾斜地崩壊対策事業債の増	500千円
・臨時財政対策債の減	△119,440千円
○歳出	
①総務費	203,463千円
・財政調整基金積立金の増	162,653千円
・都市計画事業基金積立金の増	49千円
・高齢者福祉基金積立金の	2千円
・公共施設等整備基金積立金の増	40,759千円
2 建設課	
○歳出	
①農林水産業費 県営防災ダム事業負担金の増	10,066千円
②土木費	
・道路橋りょう維持補修費 財源更正（地方債の増、一般財源の減）	

	・急傾斜地崩壊対策事業費 財源更正（地方債の増、一般財源の減）	
3	産業振興課	
	○歳入	
	①県支出金	
	・経営体育成支援事業費の増	20,904千円
	○歳出	
	①農林水産業費	
	・農業振興対策事業費 負担金 補助及び交付金（経営体育成支援事業費補助金）の増	20,904千円
	②商工費	
	・観光施設整備事業費 工事請負費（内海観光センター解体工事）の減	△9,898千円
4	住民福祉課	
	○歳出	
	①民生費	
	・障害者総合支援事業費 国県支出金等返還金の増	4,216千円
5	保険年金室	
	○歳入	
	①国庫支出金	1,531千円
	・国民健康保険保険基盤安定負担金の増	1,601千円
	・未就学児均等割保険税負担金の減	△70千円
	②県支出金	2,507千円
	・国民健康保険保険基盤安定負担金の増	4,286千円
	・後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減	△1,744千円
	・未就学児均等割軽減分負担金の減	△35千円
	○歳出	
	①民生費	6,985千円
	・国民健康保険特別会計繰出金の増	9,310千円
	・後期高齢者医療特別会計繰出金の減	△2,325千円
6	環境課	
	○歳入	
	①国庫支出金 浄化槽整備事業費の減	△7,514千円
	②県支出金 浄化槽設置整備事業費の減	△4,051千円
	○歳出	
	①衛生費	△21,149千円
	・合併処理浄化槽設置事業費補助金の減	△26,588千円
	・知多南部衛生組合分担金の減	△3,390千円
	・知多南部広域環境組合分担金の増	8,829千円
7	健康子育て室	
	○歳入	
	①国庫支出金 児童手当支給費の減	△6,800千円

②県支出金 児童手当支給費の減	△ 1, 6 9 3 千円
○歳出	
①民生費	△ 7, 3 8 5 千円
・児童手当等支給事業費 児童手当の減	△ 1 0, 1 8 5 千円
・保育所一般管理費	3, 7 4 9 千円
報酬（会計年度任用職員報酬）の増	
扶助費（施設等利用給付費）の増	
償還金、利子及び割引料（国県支出金等返還金）の増	
・ファミリー・サポート・センター事業費	△ 1, 2 6 5 千円
報酬（会計年度任用職員報酬）の減	
・予防接種事業費 国県支出金等返還金の増	3 1 1 千円
・母子保健事業費 国県支出金等返還金の増	5 千円

**議案第 1 5 号 令和 4 年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）**  
**（保険年金室） 補正額 5 9, 9 9 9 千円 補正後 2, 8 9 7, 3 8 8 千円**

○歳入	
①国民健康保険税	△ 1 0 1, 3 6 7 千円
・一般被保険者医療給付費分現年課税分の減	△ 7 2, 3 6 7 千円
・一般被保険者後期高齢者支援金分現年課税分の減	△ 2 0, 0 0 0 千円
・一般被保険者介護納付金分現年課税分の減	△ 9, 0 0 0 千円
②県支出金 保険給付費等交付金（特別交付金）の増	4 5, 5 0 0 千円
③財産収入 国民健康保険事業安定化基金利子収入の増	4 千円
④繰入金	9, 3 1 0 千円
・保険基盤安定繰入金の増	7, 8 5 1 千円
・財政安定化支援事業繰入金の増	1, 6 6 2 千円
・その他一般会計繰入金の減	△ 6 4 千円
・未就学児均等割保険税繰入金の減	△ 1 3 9 千円
⑤繰越金 繰越金の増	1 0 6, 5 5 2 千円
○歳出	
①基金積立金 国民健康保険事業安定化基金積立金の増	5 9, 9 9 9 千円

**議案第 1 6 号 令和 4 年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）**  
**（保険年金室） 補正額 △ 2, 3 2 5 千円 補正後 3 0 8, 5 9 3 千円**

○歳入	
①繰入金 保険基盤安定繰入金の減	△ 2, 3 2 5 千円
○歳出	
①後期高齢者医療広域連合納付金 保険料等負担金の減	△ 2, 3 2 5 千円

**議案第17号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）**  
**（健康介護課） 補正額 増減なし 補正後 2,096,944千円**

○歳入

- ①介護保険料 特別徴収分（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免）  
△11,012千円
- ②国庫支出金 調整交付金の増 9,260千円
- ③繰入金 介護給付費準備基金繰入金の増（歳入の財源調整）  
1,752千円

**議案第18号 令和4年度南知多町師崎港駐車場特別会計補正予算（第2号）**  
**（産業振興課） 補正額 27,406千円 補正後 122,900千円**

○歳入

- ①財産収入 師崎港駐車場事業基金利子の増 46千円
- ②繰越金 繰越金の増 27,360千円

○歳出

- ①基金積立金 師崎港駐車場事業基金積立金の増 27,406千円

**議案第19号 令和5年度南知多町一般会計予算**  
**予算額 7,314,000千円**

**議案第20号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計予算**  
**予算額 2,702,000千円**

**議案第21号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算**  
**予算額 306,000千円**

**議案第22号 令和5年度南知多町介護保険特別会計予算**  
**予算額 2,007,000千円**

**議案第23号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算**  
**予算額 102,862千円**

**議案第24号 令和5年度南知多町水道事業会計予算**  
**予算額 957,043千円**

**議案第25号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算**  
**予算額 201,121千円**

## 議案第26号 南知多町立中学校図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の理由

南知多町立中学校再編実施計画に基づき南知多町立内海中学校、南知多町立豊浜中学校、南知多町立師崎中学校及び南知多町立日間賀中学校を統合することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の内容

南知多町立内海中学校、南知多町立豊浜中学校、南知多町立師崎中学校及び南知多町立日間賀中学校を統合し、南知多町立南知多中学校に改める。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 議案第27号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第11号）

補正額 増減なし 補正後 8,329,819千円

### ◎繰越明許費の補正（追加）

学校教育課

・中学校費 スクールバス購入事業

17,558千円

## 議案第28号 副町長の選任同意について

提案の理由

地方自治法第162条の規定に基づき、選任したいので、議会の同意を求める。

## 議案第29号 固定資産評価員の選任同意について

提案の理由

地方税法第404条第2項の規定に基づき、選任したいので、議会の同意を求める。